

Client Alert - Financial Sector

2025 年 5 月(Vol.18)

I.はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、金融セクターに関連する各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert - Financial Sector 2025 年 5 月号(Vol.18)を作成いたしました。実務の一助となれば幸いに存じます。

II.目次

銀行・貸金	1. 金融庁「立替サービスの貸金業該当性に関する Q&A」を公表
保険	1. 金融庁「保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件等の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等を公表 2. 金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)を公表(WG 等を踏まえた改正)
証券(一種、二種、金融仲介)	1. 東証「金融商品取引法の改正等に伴う取引参加者による顧客への情報提供方法等の見直しに係る信用取引・貸借取引規程等の一部改正」を公表 2. 日本証券業協会「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正を公表 3. 金融庁「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等の改正(案)を公表 4. 東証「少額投資の在り方に関する勉強会報告書」を公表
アセットマネジメント(投資信託、投資一任、ファンド、投資助言)	1. 金融庁「ファンドモニタリング調査(第 1 回)」の結果概要を公表 2. 金融庁「令和 6 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案」等に関するパブリックコメントの結果を公表 3. 投資信託協会「投資信託に関する会計規則」等の一部改正に係る意見募集結果を公表

	4. 金融庁「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」の一部改正案を公表
バンキング、ストラクチャードファイナンス	1. 内閣府「PFI に関するガイドライン等の改正案」に関する意見公募 2. 企業価値担保権制度に関する政府令案、ガイドライン、報告書等を公表
クレジットカード(割販法)	1. 経産省「令和 7 年度信用購入あっせん業者等に対する検査基本方針及び検査基本計画」を策定
暗号資産・ステーブルコイン	1. 金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」「(16 暗号資産交換業者関係)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等を公表 2. 金融庁「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件(案)」等に対するパブリックコメントの結果等を公表 3. 金融庁「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」ディスカッション・ペーパーを公表 4. JVCEA「電子決済手段の発行に関する規則」等の一部改正(案)に関する意見公募手続の実施についてパブリックコメントを募集
犯収法	1. 金融庁「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表
データ・セキュリティ	1. 経済産業省「営業秘密管理指針(改訂:令和 7 年 3 月 31 日)」の改訂版を公表

III. 銀行・貸金

1. 金融庁「立替サービスの貸金業該当性に関する Q&A」を公表

金融庁は、2025 年 4 月 2 日に、「[立替サービスの貸金業該当性に関する Q&A](#)」を公表しました。本 Q&A では、立替サービスの貸金業該当性に関し、①どの程度資金需要者の支払能力を補完しているか、②どの程度資金需要者の信用力を考慮しているか等に着目して、貸付けと同等の経済的効果を有するかを個別に判断することとし、その際には、例えば、手数料の設定方法、立替期間及び資金需要者の属性・利用態様等を総合的に勘案するとの考え方が示されています。

この考え方は、過去のグレーゾーン解消制度やノーアクションレター制度で示されていた考え方から大きく変わったものではないと考えられますが、金融審議会「資金決済制度等ワーキング・グループ」における議論等も踏まえた上で整理されたものであり、立替サービスを提供する場合又は既に提供されている場合には、本 Q&A を踏まえた対応が必要になると考えられます。

カウンセラー 湯川 昌紀
masaki.yukawa@morihamada.com

IV. 保険

1. 金融庁「保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件等の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等を公表

金融庁は、2025 年 4 月 1 日に、昨今の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、異常危険準備金の積立を促進するため、損害率の水準が同程度の保険種類における準備金残高について、一体的に管理することを認めるため、「保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件等の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等を公表しました。具体的には、保険種類群として挙げられている、火災、貨物・運送及び賠償責任を一体的に管理することを認める改正となっています。パブリックコメントの募集の結果、意見はなかったとのことです。

2. 金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)を公表(WG 等を踏まえた改正)

金融庁は、2025 年 5 月 12 日に、「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正案を公表しました。「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」及び「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書の内容や、保険代理店への出向者等を通じた情報漏えい事案を踏まえたものとされています。

主な改正項目は、①保険会社による保険代理店に対する指導等の実効性の確保、②保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止、③保険代理店等に対する不適切な出向の防止、④代理店手数料の算出方法適正化、⑤顧客等に関する情報管理態勢の整備、⑥政策保有株式の縮減、⑦保険仲立人の媒介手数料の受領方法の見直し、となっています。

本件のパブリックコメントの募集手続は、2025 年 6 月 13 日 17 時までとされています。

パートナー 吉田 和央
kazuo.yoshida@morihamada.com
アソシエイト 福島 邦真
kunimasa.fukushima@morihamada.com

V.証券(一種、二種、金融仲介)

1.東証「金融商品取引法の改正等に伴う取引参加者による顧客への情報提供方法等の見直しに係る信用取引・貸借取引規程等の一部改正」を公表

東京証券取引所(以下「東証」といいます。)は、2025年3月25日に、「[金融商品取引法の改正等に伴う取引参加者による顧客への情報提供方法等の見直しに係る信用取引・貸借取引規程等の一部改正について](#)」等を公表しました¹。

2023年11月20日に成立した[令和5年金融商品取引法改正](#)²により、金融商品取引業者から顧客への情報提供の際、書面の交付を原則としていた一部の書面(契約締結前交付書面等)について、金融商品取引業者が、書面の交付又は電磁的方法による提供を任意に選択できるようになったこと(金商法37条の3第1項等)を踏まえ、取引参加者から顧客へ交付する書面(信用取引に関する通知書、外国証券取引口座に関する約款)及び顧客が取引参加者に差し入れる書面(外国証券取引口座に関する約款に基づく口座設定の申込書、発行日決済取引の委託についての約諾書、信用取引口座設定約諾書)について、取引参加者が書面の交付又は書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を任意に選択できるよう、見直しを行うものです。

上記改正は、2025年4月1日から施行されています。

2.日本証券業協会「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正を公表

日本証券業協会は、2025年4月11日に、「[『店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則』等の一部改正について](#)」を公表しました³。

上記改正は、①「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の適用対象に受益証券発行信託の受益証券(以下「信託受益証券」といいます。)を追加し(同規則2条4号の2・5号)、信託受益証券を取り扱う場合に求められる対応に係る規定(同規則3条2項3号、12条1項3号等)や信託受益証券向けの特定証券情報及び発行者情報の様式(同規則6条3項4号、様式3の2、7条3項4号、様

¹ 2025年2月25日から、改正案(「[金融商品取引法の改正等に伴う取引参加者による顧客への情報提供方法等の見直しについて](#)」)に係るパブリックコメントの募集が行われていました。なお、当該改正案に対するパブリックコメントは寄せられていません。

² 同改正の内容については、[本レター Vol.10](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

³ 2025年2月18日から、改正案(「[店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正案について](#)」)に係るパブリックコメントの募集が行われていました。当該改正案に対するパブリックコメントの結果は、「[『店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則』等の一部改正案に関するパブリックコメントの結果について](#)」をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

式 6 の 2)の整備、並びに②J-Ships(特定投資家向け銘柄制度)を利用する店頭有価証券(非上場の株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券)について、特定証券情報及び発行者情報の様式を改訂し、セキュリティ・トークン(ST)により発行する場合に追加で情報提供を行うべき事項の明確化(同規則様式 1 記載上の注意(17)c、様式 4 記載上の注意(12-2))を内容とするものです。

上記改正は、2025 年 4 月 11 日から施行されています。

3.金融庁「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等の改正(案)を公表

金融庁は、2025 年 4 月 11 日に、「[金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令](#)」等の改正(案)を公表しました。この改正案の概要は以下のとおりです⁴。

1.「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」(以下「定義府令」といいます。)の改正案

(1) 役員・従業員持株会に関する範囲拡大

発行会社及びその子会社の役員又は従業員が構成員となる持株会に基づく権利は集団投資スキーム持分の適用が除外されているところ(金商法 2 条 2 項 5 号二、金商法施行令 1 条の 3 の 3 第 5 号、定義府令 6 条 1 項)、その構成員として発行会社の関連会社の役員又は従業員が含まれるよう、改正を行う(定義府令改正案 6 条 3 項)。

(2) 拡大役員・従業員持株会に関する範囲の明確化

発行会社の「関係会社」の役員又は従業員が構成員となる拡大持株会に基づく権利は集団投資スキーム持分の適用が除外されているところ(金商法 2 条 2 項 5 号二、金商法施行令 1 条の 3 の 3 第 6 号、定義府令 7 条 1 項 1 号)、現行規制上、例えば、発行会社の子会社及び「関係会社」の役員又は従業員が構成員となる持株会(いわゆるグループ持株会)に基づく権利についても集団投資スキーム持分の適用が除外されるものと考えられるが、この点を明確化するために「関係会社」に発行会社の子会社が含まれるよう、改正を行う(定義府令改正案 7 条 2 項 1 号)。

2.「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引規制府令」といいます。)の改正案

(1) 子会社株式の現物配当に関する空売り規制の適用除外

空売りには裏付けの確認義務等の規制が課されるところ(金商法施行令 26 条の 2 の 2)、会社分割等の組織再編と同様、子会社株式の現物配当で割り当てられた株式の数量の範囲内で行う空売りについてこれらの規制の適用を除外するために改正を行う(金商法施行令 26 条の 2 の 2 第 5 項、取引規制府令改正案 9 条の 3 第 1 項 12 号)。

⁴ その他、「上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令」の改正案(①電子提供措置がとられている場合の委任状参考書類の記載の省略に関する明確化、②電子提供措置がとられている場合の委任状用紙・委任状参考書類の写しの提出の除外に関する明確化を内容とするもの)も公表されています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

(2) 持株会に関する改正

持株会に関する売買報告書等の適用除外規定(金商法 163 条 1 項但書、165 条の 2 第 1 項但書)について上記 1.と同様の改正を行うほか(取引規制府令改正案 30 条 1 項 2 号、同条 2 項 1 号、40 条 4 項 2 号、同条 5 項)、各組合員の持株会退会時の一单元未満の株式の売却処理に伴う持株会の売買報告書等の適用を除外するために改正を行う(取引規制府令改正案 40 条 4 項 2 号から 6 号)。

(3) その他の改正

- 上場等株券等の発行者が取引所所定の取引の公正の確保のため適当と認められる方法による当該上場等株券等の買付け等を行うための要件として、当該方法による買付け等の前に、当該発行者の業務執行決定機関が当該上場等株券等の売付け等を行う決定をした場合、当該決定の公表の翌日から起算して 1 営業日が経過するまで当該方法による買付け等を行わないことを追加する(取引規制府令改正案 23 条 1 号ホ・2 号ホ・3 号ホ・4 号ホ)。
- 株券等の買集め行為の決定に関する事実の軽微基準として個人と資産管理会社⁵の間の株券等の移転を追加する(金商法 167 条 2 項但書、取引規制府令改正案 62 条 1 項 3 号、2 項・3 項)。

なお、パブリックコメントの募集手続は、2025 年 5 月 11 日 17 時までで終了しております。

4.東証「少額投資の在り方に関する勉強会報告書」を公表

東証は、2024 年 7 月 24 日に、個人投資家がより日本株に投資しやすい環境を整備すべく、「少額投資の在り方に関する勉強会」を設置し、その実現に向けた課題や方策等について検討を行ってきましたが、2025 年 4 月 24 日に、当該勉強会での議論を取りまとめた「少額投資の在り方に関する勉強会報告書」を公表しました⁶。

現在、東証の有価証券上場規程では、投資単位を 50 万円未満とする旨の努力義務が定められており(同規程 445 条)、既に 9 割を超える上場会社の投資単位が 50 万円未満ですが、当該報告書では、個人投資家が求める投資単位の水準(現状 10 万円程度)も踏まえ、各社が、自社の中長期的な資本政策の在り方を

⁵ ここでいう資産管理会社は、改正案において「被支配法人等」と定義されており、具体的には、個人が他の法人等の総株主等の議決権の 50%を超える対象議決権(社債、株式等の振替に関する法律 147 条 1 項又は 148 条 1 項の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含みます。)を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等がこれに該当します(取引規制府令改正案 62 条 3 項)。また、個人又は資産管理会社の中でも、株券等を買集める者との間で、共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は当該株券等を買集めた後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している者に限られます(取引規制府令改正案 62 条 1 項 3 号)。

⁶ 本報告書の内容については、[Client Alert Vol.137](#) 6.でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

検討の上、投資単位の水準や引下げに向けた方策を自発的に検討していくことが重要と提言されています。

なお、上記報告書では、①株式分割の義務付け、②売買単位の引下げ及び③単元株式数の引下げといった方策案について論点整理がされていますが、特に上場会社の資本政策の制限や議決権株主の大幅な増加（株主提案権の濫用への懸念）に直接的につながる①③については、上場会社へ大きな影響があることから慎重な検討が必要とされています。

パートナー 宮田 俊
suguru.miyata@morihamada.com

アソシエイト 鈴木 彬史
akifumi.suzuki@morihamada.com

アソシエイト 橘川 文哉
fumiya.kitsukawa@morihamada.com

VI.アセットマネジメント(投資信託、投資一任、ファンド、投資助言)

1.金融庁「ファンドモニタリング調査(第1回)」の結果概要を公表

金融庁は、2025年3月25日に、[ファンドモニタリング調査\(第1回\)の結果概要](#)を公表しました。

本調査は、IOSCO(証券監督者国際機構)等が各国当局に対して金融安定の観点から一定規模以上のファンドに関するデータの徴求を要請していること、及び金融庁としてのモニタリングの観点を踏まえて、実施されたものです。

本調査は、1ファンドあたりの純資産額が500億円以上のファンドを運用する投資運用業者及び適格機関投資家等特例業務届出者を対象とし、2023年12月末時点を基準として、投資対象資産、流動性リスク関連項目(ポートフォリオの現金化に要する日数や投資家の解約日数)、デリバティブ取引の状況、借入の状況等について調査したものとなっています。

なお、IOSCOのウェブサイトでは、日本を含めた各国からの報告を基に[ファンド統計が公開](#)されていますのであわせてご紹介します。

2.金融庁「令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案」等に関する パブリックコメントの結果を公表

[本レター Vol.16](#)でお知らせしたとおり、金融庁は、2025年1月17日に、令和6年金融商品取引法
当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

等改正に係る政令・内閣府令案等を公表し、意見募集手続を行っていましたが、2025年3月28日に[その結果](#)が公表されました。

本改正は、令和6年金融商品取引法等改正のうち、①投資運用関係業務受託業に関する規定の整備、②投資運用業に関する規定の整備、③非上場有価証券特例仲介等業務に関する規定の整備を行うものとなります。

本改正については、[Asset Management Newsletter Vol.9](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

3.投資信託協会「投資信託に関する会計規則」等の一部改正に係る意見募集結果を公表

[本レター Vol.17](#)でお知らせしたとおり、投資信託協会は、2025年2月14日に、「投資信託に関する会計規則」等の一部改正案を公表し、意見募集手続を行っていましたが、2025年4月17日に[その結果](#)が公表されました。

本改正は、①「投資信託に関する会計規則」及び「投資信託に関する会計規則に関する細則」において、既に撤廃されている「株価・価額変動準備金制度」に係る条文及び文言を削除する改正、②「投資信託に関する会計規則に関する細則」において、計上時期の記載のない一部勘定科目に計上時期を追記する改正、③「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」及び「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」の字句修正となります。意見募集の結果、特段の意見はなく、原案どおりの改正が行われました。

本改正は、2025年4月17日より実施されています。

4.金融庁「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」の一部改正案を公表

金融庁は、2025年4月25日に、[「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」の一部改正案](#)を公表しました。

本改正案は、投資信託財産の純資産総額が一定の金額を下回った等の要件を満たしたときには投資信託契約を解約することができる旨を規定するために委託者指図型投資信託の投資信託約款を変更した上で、当該投資信託約款に基づいて投資信託契約を解約する場合には、当該約款変更及び解約について、それぞれ書面による決議等を行うことを要しないようにすることを目的としたものとなります。

投資信託約款の重大な変更、投資信託の併合又は投資信託契約の解約を行う場合には、法令上、書面決議等の手続を行うことが求められておりますが、本改正案は、かかる手続について、一定の要件を充たす場合には、その例外を認めるものとなります。

本件のパブリックコメントの募集手続は、2025年5月26日17時までとされています。

VII.バンキング、ストラクチャードファイナンス

1.内閣府「PFIに関するガイドライン等の改正案」に関する意見公募

内閣府民間資金等活用事業推進室は、2025 年 5 月 10 日から 14 日まで、「[PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン](#)」、「[契約に関するガイドライン-PFI 事業契約における留意事項について](#)」、「[PFI 標準契約 1\(公用施設整備型・サービス購入型版\)](#)」及び「[PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン](#)」の改正案について、意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

当該ガイドライン等の主な改正目的及び内容は、以下のとおりです。

1. 物価変動に係る対応: 今般の急激な物価変動等を背景に、内閣府において昨年、ガイドライン等の改正、通知及び事務連絡の発出を行ったところ、民間事業者等からの要望、地方公共団体における対応状況を踏まえ、更なる対応が必要なため。
2. 民間提案⁷の推進に係る対応: 民間提案の推進に当たり、民間のノウハウをより活用すべく、官民双方の留意点等について追記が必要なため。

今後、当該ガイドライン⁸は、PFI 推進委員会での審議を経て、PFI 推進会議に諮られる予定です。

2.企業価値担保権制度に関する政府令案、ガイドライン、報告書等を公表

企業価値担保権制度の導入を中核とする「事業性融資の推進等に関する法律」(2024 年 6 月成立・公布)(以下「推進法」といいます。)は、2026 年春頃の施行を予定されています。

この度、金融庁は、推進法に関連する政府令案及びガイドライン等を公表して意見募集(パブリックコメント)を実施しました。その概要は以下のとおりです。

⁷ 民間提案とは、民間事業者が公共施設等の管理者等である地方公共団体等に対して、PFI 事業の実施方針を定めて事業を実施することを提案できる制度(PFI 法 6 条及び施行細則 1 条)をいいますが、これ以外にも、民間からの提案や民間との対話によって PPP/PFI 事業を検討する手続があり(PFI 法 6 条によらない民間提案)、多くの地方公共団体で実施されています。

⁸ PFI 標準契約 1 は、PFI 推進委員会における審議後、公表される予定です。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

公表資料の名称	主な内容	公表日・意見募集期間
「 事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について(事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン) 」等(案)	企業価値担保権の担保目的財産やその換価方法等について、特に労働契約の取扱いを中心に留意点を示すもの	公表日:2025 年 4 月 18 日 意見募集期間:同年 5 月 19 日 17 時まで(終了済み)
「 企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について(案) 」	金融機関が企業価値担保権付き融資を行う際の融資の評価(債務者区分・格付、債権分類)や引当の方法等に関して、基本的な考え方を示すもの	公表日:2025 年 4 月 28 日 意見募集期間:同年 5 月 28 日 10 時 30 分まで
「 事業性融資の推進等に関する法律施行令(案) 」及び「 企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令(案) 」等	推進法の施行に伴う政令及び内閣府令の制定並びにその他の政令・府省令の整備・改正等を行うもの(以下を含む)。 ・ 事業性融資の推進等に関する法律施行令:不特定被担保債権留保額の算定方法等を定める。 ・ 企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令:推進法 33 条 2 項等の規定に基づき、企業価値担保権信託業務に適用される規律を整理する。	公表日:2025 年 4 月 30 日 意見募集期間:同年 5 月 30 日 18 時まで

また、金融業界の動きとしては、「企業価値担保権の活用に向けた勉強会」(事務局:一般社団法人全国銀行協会)が、2025 年 3 月 27 日に、「[企業価値担保権の活用に向けた報告書\(2024 年度\)](#)」を公表しており、企業価値担保権が担保・保証実務や金融機関と事業者の間の取引関係に及ぼす影響等の整理・検討を行っています。

今後、推進法の施行に向けて、企業価値担保権の設定・公示・実行等に関する実務上の論点の検討、企業価値担保権信託業務に関する各種体制整備、事業性融資を普及・促進するための官民双方からの情報発信がさらに加速することが期待されます。

パートナー 二本松 裕子
yuko.nihonmatsu@morihamada.com

パートナー 倉持 喜史
yoshihito.kuramochi@morihamada.com

VIII. クレジットカード(割販法)

1. 経産省「令和 7 年度信用購入あっせん業者等に対する検査基本方針及び検査基本計画」を策定

経済産業省は、2025 年 4 月 1 日に、[令和 7 年度信用購入あっせん業者等に対する検査基本方針及び検査基本計画](#)を公表しました。

経済産業省は、割賦販売法に基づき、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱業者(包括信用購入あっせん業者及び加盟店を除く。)及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対する監督を適正に実施することが求められているところ、関係法令、「割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針」及び本検査基本方針に基づき、立入検査を実施するものとされています。

検査項目としては、下記の 10 項目が挙げられており⁹、検査手法としては、事前通告を経て行われる「定期検査」と、無通告で行われる「機動検査」の二種類があるとされています。

① 基本的体制整備(包括、個別、締結)

人員不足や社内縦割り構造であること等を起因としてモニタリングや内部監査が、実施されていない、形式的な確認に止まり適切に行われていない等の事例が見られる。このため、モニタリングや内部監査等により法令違反等の不備の有無を確認し、必要に応じて適切な改善策を講じているかどうかについて、モニタリング及び内部監査等の実施記録や報告結果等を踏まえて確認する。

また、割販法及び関係法令(以下「関係法令」という。)の改正等があったにもかかわらず、社内規則等の見直しを行っていない等の事例が見られることから、社内規則等の必要な見直しを行っているかについても確認する。

② 過剰与信防止(包括、個別)

生活維持費、預貯金を正しく加算していないこと等により支払可能見込額調査が適正に実施されてい

⁹ 下記の表において、包括信用購入あっせん業者を「包括」、個別信用購入あっせん業者を「個別」、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者を「締結」及び「クレジットカード番号等取扱業者」を「取扱」といいます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ない事例が見られることから、支払可能見込額調査の記録等を検証し、当該調査を適正に実施しているかを確認する。

また、支払可能見込額調査義務が適用除外とされる契約について、関係法令の要件に適合しているかを確認する。

③ 特定取引に係るクレジット契約時調査(個別)

利用者又は購入者等(以下「購入者等」という。)との個別信用購入あっせん関係受領契約の締結に先立って、購入者等に対し当該販売業者等の勧誘行為に関する調査が適正に実施されていなかった事例が見られることから、調査の記録等を検証し、当該調査を適正に実施しているかを確認する。

④ 苦情処理(包括、個別)

購入者等からの苦情(支払停止の抗弁の申出を含む。)について、苦情内容が自社又は加盟店による苦情か、購入者等の利益の保護に欠ける行為に起因する苦情かを判別しておらず、適正な苦情処理を行っていない等の事例が見られることから、苦情の判別結果、苦情対応に係る記録等を検証し、締結への苦情通知の実績、加盟店情報交換制度への登録等の苦情対応の実施状況を確認する。

⑤ 情報の管理(包括、個別、締結、取扱)

購入者等に関する情報の適正な取扱いのため、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)及び信用分野における個人情報保護に関するガイドライン(令和 6 年 5 月。個人情報保護委員会、経済産業省。以下「信用分野ガイドライン」という。)に基づく情報の取扱いが求められているにもかかわらず、社内規則等に信用分野ガイドラインの規定が引用されていない、個人情報保護法の改正内容が反映されていない等の事例が見られることから、社内規則等が個人情報保護法及び信用分野ガイドラインの規定に基づく内容となっているか、同法及び同ガイドラインに基づく適正な情報の取扱いが行われているかを確認する。

⑥ 委託先の管理(包括、個別、締結、取扱)

委託先との契約等において、関係法令が規定する内容(委託先が法令違反を行った場合には、委託元に報告すること、委託先が受託業務を適切に遂行できないと認められた場合には、契約の変更又は解除すること等)を定めるべきところ、これらを定めていない等の事例が見られることから、委託契約書等を検証し、必要な内容が定められているかを確認する。

⑦ クレジットカード番号等の適切な管理等(包括、締結、取扱)

クレジットカード番号等の漏えい等の適切な管理義務に関しては、「クレジットカード・セキュリティガイドライン」(クレジット取引セキュリティ対策協議会)を実務指針とし、当該ガイドラインに掲げる措置又はそれと同等以上の措置の実施を求めているところ、「PCIDSS Ver.4.0.1」の準拠又はこれと同等以上の措置が実施されているかを確認する。

また、クレジットカード番号等の取扱いを委託する場合、委託契約書等にクレジットカード番号等の管理

措置の内容、クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生した場合の対応等について定めるべきところ、これらを定めていない事例が見られることから、委託契約書等を検証し、必要な内容を定めているかを確認する。

⑧ 加盟店調査及び措置(締結)

購入者等から加盟店に対する苦情について法定項目の調査を行っていない、不適正な勧誘行為があった加盟店に対する指導が実施されていない等の事例が見られることから、苦情の発生状況や加盟店調査の記録等を検証し、加盟店調査及び加盟店に対する指導等の実施状況を確認する。

⑨ 反社会的勢力による被害の防止(包括、個別、締結)

反社会的勢力との関係遮断に向け、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施し、委託先等が反社会勢力に該当しないか、定期的又は必要に応じて確認し、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するべきところ、委託先や親会社等関連企業が漏れている事例がこれまでに見られたことから、これらの実施状況を確認する。

⑩ 犯収法等に係る事項(包括)

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針(令和4年5月19日。マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定)に基づき、「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(令和3年11月。経済産業省。以下「マネロンガイドライン」という。)に記載された犯収法に規定する取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含む措置については、社内規則等の整備やリスクの低減措置の実施などマネロンガイドラインが求める事項を実施しているか確認する。

また、検査基本計画に関しては、信用購入あっせん業者等の業務の特性及び消費者苦情の発生状況等を勘案して策定するとともに、各種の情報を分析し、監督部署との連携の下で検査実施の優先度を判断する(なお、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。)との基本的考え方の下で、下記のとおりとされています。

登録包括信用購入あっせん業者	35 社程度実施 認定包括信用購入あっせん業者、登録少額包括信用購入あっせん業者については認定、登録の状況に応じて実施
登録個別信用購入あっせん業者	25 社程度実施
クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	30 社程度実施
クレジットカード番号等取扱業者	必要に応じて実施

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

IX.暗号資産・ステーブルコイン

1.金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」(16 暗号資産交換業者関係)の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表

金融庁は、2025 年 4 月 9 日に、「[事務ガイドライン\(第三分冊:金融会社関係\)」\(16 暗号資産交換業者関係\)の一部改正\(案\)に対するパブリックコメントの結果等](#)を公表しました¹⁰。

本改正は、暗号資産交換業者による一定の知識・経験を有する投資家を相手方とする暗号資産の販売について、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会(以下「JVCEA」といいます。)の自主規制規則(適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則)¹¹に沿って暗号資産の仕組みや技術等に関する詳細な届出が義務付けられることを踏まえた、監督上の着眼点を示すものになります¹²。

パブリックコメント手続では、例えば以下のような見解が金融庁から示されています。

- 電子決済手段の調達を行う行為も「プロ向けトークン販売」に含まれ得ることが明確化されました(1 番)¹³
- 暗号資産交換業者がプロ向けトークン販売を行う場合における適合性原則の考え方について、取引目的や取引経験等の利用者属性等の把握、確認については、販売の相手方が適格機関投資家であることの確認で足りるとされました(2 番)¹⁴
- 利用者からの招請状況等の把握に関して(暗号資産交換業ガイドラインⅡ-2-1-3-2(2)②)、発行者が暗号資産交換業者に届出を行うに際して、暗号資産交換業者が「発行者が(1)適格機関投資家の情報を会員、協会及び当局に対して提供すること並びに(2)会員が適格機関投資家に対して販売契約の締結の勧誘を行うことについて当該適格機関投資家から承諾を得たことを確認す

¹⁰ 以下「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」(16 暗号資産交換業者関係)を「暗号資産交換業ガイドライン」といいます。

¹¹ JVCEA の適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則の制定の概要については、[本レター Vol.17 X.2.](#)をご参照ください。

¹² 主な改正内容は、[本レター Vol.17 X.3.](#)をご参照ください。

¹³ 具体的には、プロ向けトークン販売について、企業等が発行者となって資金決済法 2 条 14 項に規定する暗号資産を発行し、その売却又は他の暗号資産との交換を暗号資産交換業者に依頼することにより、対象投資家から法定通貨や暗号資産「等」を調達する行為をいうものに修正されました(暗号資産交換業ガイドラインⅡ-2-2-9-1)。

¹⁴ そのため、暗号資産交換業ガイドラインⅡ-2-1-3-2(1)①及び②の対応が求められるものではないと考えられます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

る」ことで、適格機関投資家から暗号資産交換業者に対して、販売契約の締結の勧誘を行うことについての承諾があったものとみなすことも可能とされました(3 番)

- プロ向けトークン販売のために取り扱う暗号資産の移転制限措置に係る「一定の事由」としては¹⁵ (暗号資産交換業ガイドライン)、一般的には、暗号資産交換業者が営む取引所や販売所における当該暗号資産の取扱いの開始等を想定しているとされました¹⁶(4 番)
- 事務ガイドライン(暗号資産交換業者)における「移転制限措置」としては、プロ向けトークン販売において販売される暗号資産を対象投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置を想定しており、暗号資産交換業者においては、かかる移転制限措置が講じられていることに加え、暗号資産の販売に係る契約において当該契約上の権利義務及び法的地位等の対象投資家以外の者への譲渡等が禁止されていることも確認する必要があるとされました(5 番)

本改正は、2025 年 4 月 9 日から適用されています。

2.金融庁「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件(案)」等に対するパブリックコメントの結果等を公表

金融庁は、2025 年 4 月 10 日に、[電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件\(案\)等に対するパブリックコメントの結果等](#)を公表しました。

本改正は、①電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(以下「電子決済手段等取引業府令」といいます。)32 条 7 項の規定に基づき JVCEA の「電子決済手段信用取引に関する規則」を、②電子決済手段等取引業府令 39 条 1 項の規定に基づき金融庁長官の指定する規則として日本公認会計士協会「電子決済手段等取引業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針(業種別委員会実務指針第 74 号)」を指定するものです¹⁷。

パブリックコメント手続では、金融庁から、上記①について JVCEA の「電子決済手段信用取引に関する規則」を採用した理由について、電子決済手段等取引業府令 32 条 7 項においては、認定資金決済事業者協会の規則に定める額を代用価格とする旨が規定されており、JVCEA は資金決済法 87 条に規定する認定資金決済事業者協会であることから、当該協会の規則を指定したものと説明されています(1 番)。

¹⁵ プロ向けトークン販売において販売される暗号資産については、その販売に係る契約において定める一定の事由が発生するまでの間、発行を受けた対象投資家が対象投資家以外の者に当該暗号資産を移転することを制限する措置(以下「移転制限措置」という。)が講じられること及び移転制限措置の内容(移転制限措置が解除されるための条件となる事由の内容を含む。)が説明事項とされています(暗号資産交換業ガイドラインⅡ-2-2-1-2(2)⑦(注)3 ポツ目)。

¹⁶ もっとも、JVCEA の「適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則」に従い、個別の契約において具体的に定められるものと考えられています。

¹⁷ 本改正の概要については、[本レター Vol.17 X.4.](#)をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

本改正は、2025 年 4 月 10 日から適用されています。

3.金融庁「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」ディスカッション・ペーパーを公表

金融庁は、2025 年 4 月 10 日に、[「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」ディスカッション・ペーパー](#)を公表しました。

本ディスカッション・ペーパーは、昨今の暗号資産に係る取引の実態等を踏まえ、金融庁が行った暗号資産に関連する制度のあり方等について検証の結果を整理したものです。

本ディスカッション・ペーパーは、①暗号資産の投資対象化の進行、②ブロックチェーン技術等の発展／健全な暗号資産投資、③詐欺的な投資勧誘等という現状認識を前提に、今後、暗号資産取引市場が健全に発展するためには、更なる利用者保護が図られ、暗号資産取引について国民から広く信頼が得られることが不可欠であり、その信頼を失って我が国におけるイノベーションへのモメンタムが損なわれることのないよう、必要な環境整備を行っていくことが必要であるとしています。

暗号資産投資をめぐる喫緊の課題として、①情報開示・提供の充実、②利用者保護・無登録業者への対応、③投資運用等に係る不適切行為への対応、④価格形成・取引の公正性の確保を挙げ、これらの課題は情報開示や投資詐欺、価格形成の公正性等に関するものであるため、伝統的に金融商品取引法が対処してきた問題と親和性があり、金融商品取引法の仕組みやエンフォースメントを活用することも選択肢の一つであるとしています。

そして、規制見直しを図る対象を検討する場合、暗号資産の性質に応じた規制とする観点や取引等の実態面にも着目し、以下のような 2 分類(類型①、②)に区分して検討することが考えられるとしています。

	性質面に着目した分類	実態面に着目した規制見直しの必要性
類型①【資金調達・事業活動型】	・ 資金調達の手段として発行され、その調達資金がプロジェクト・イベント・コミュニティ活動等に利用されるもの	・ 調達資金の利用目的や調達資金を充てて行うプロジェクト等の内容について、暗号資産の保有者(利用者)との情報の非対称性等を解消する必要性が高いのではないかと
類型②【上記以外の暗号資産】 (非資金調達・非事業活動型)	・ 類型①に該当しないもの(例: ビットコインやイーサのほか、いわゆるミームコイン等を含	・ 実態としてビットコイン等は流通量が多く、利用者が安心して暗号資産の取引できる

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

	む。)	よう適切な規範を適用する等の環境整備を行っていくことが重要ではないか ・ また、いわゆるミームコインを対象としたり、ビットコイン投資等を名目とする詐欺的な勧誘等による利用者被害も多く生じており、ビットコイン等に限らず、広く規制対象として利用者保護を図る必要性が高いのではないか
--	-----	---

その上で、①情報開示・提供規制のあり方、②業規制のあり方、③市場開設規制のあり方、④暗号資産のインサイダー取引への対応について検討の方向性を示しています。

本件のパブリックコメントの募集手続は、2025 年 5 月 10 日 17 時までで終了しております。

4.JVCEA「電子決済手段の発行に関する規則」等の一部改正(案)に関する 意見公募手続の実施についてパブリックコメントを募集

JVCEA は、2025 年 5 月 2 日に、[「電子決済手段の発行に関する規則」等の一部改正\(案\)に関する意見公募手続の実施についてパブリックコメントの募集](#)を開始しました。

JVCEA は、2024 年 10 月 25 日に、資金決済法 87 条に規定される認定を受け、電子決済手段に関わる業務の取扱いを開始しているところ、本改正は「電子決済手段の発行に関する規則」において、資金移動業者が自ら発行した電子決済手段を仲介する場合の規定を手当てするものです。具体的には、電子決済手段の発行に関する規則 43 条の 2 を新設して、「第一種会員(資金移動)が資金決済法 62 条の 8 第 3 項に基づく届出をすることによって行う当該会員の発行する電子決済手段に係る電子決済手段関連業務については、当該発行者を電子決済手段等取引業者とみなして、第一種会員(電子決済手段)に適用される協会規則が準用されるものとする」こととしています。

その他、電子決済手段の発行に関する規則、電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則、電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関するガイドライン、電子決済手段関連業務に係る利用者の管理及び説明に関する規則における軽微な文言調整も行っています。

パブリックコメントの募集手続は、2025 年 5 月 23 日 15 時までで終了しております。

パートナー 白根 央
hiroshi.shirane@morihamada.com
シニア・アソシエイト 尾登 亮介
ryosuke.onobori@morihamada.com

X. 犯収法

1. 金融庁「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表

金融庁は、2025年3月31日に、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」(以下「本文書」といいます。)に関するパブリックコメント手続の結果を公表しました¹⁸。パブリックコメントでは、有効性検証の実施主体や、本文書の策定後に想定される金融機関と当局との対話のあり方に関する質問等に対し、当局の見解が示されています。パブリックコメント手続の開始時から大きな変更はなく、本文書の第1版が公表されています。

また、金融庁は、本文書の第1版とあわせて、「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」(以下「事例集」といいます。)を公表しています。事例集は本文書に記載している考え方を参考に金融機関が有効性検証を実施するために、金融機関や有識者との対話等を通じて得られた実際の有効性検証の取組み事例から金融機関が参考にできるとされる事例を公表するものであって、事例集に記載されている対応を実施しているかどうかをチェックリストのように確認するといった利用は想定されないと説明されています。本文書は、監督指針やガイドラインのように、当局が法令の解釈や金融機関等に対する行為規範を示すものではなく、また、有効性検証のあり方は金融機関の業態や規模・特性等によっても異なることから、本文書ではプリンシプルのみが示されている箇所もありますが、事例集において参考となる検証方法を公表することで本文書において示されている当局の考え方を補完しているものといえます。

2028年にオンサイト審査が予定されているFATFの第5次対日相互審査に向けて、金融機関においては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において対応を求められている事項を中心に、自社のリスク管理態勢の有効性の検証を、本文書や事例集も参考にしながら実施していくことが期待されています。

パートナー 白根 央
hiroshi.shirane@morihamada.com

¹⁸ 本文書の概要やディスカッション・ペーパーの位置付け等については、[本レター Vol.17 XI.1.](#)をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

XI. データ・セキュリティ

1. 経済産業省「営業秘密管理指針(改訂:令和 7 年 3 月 31 日)」の改訂版を公表

経済産業省は、2025 年 4 月 3 日に、不正競争防止法 2 条 6 項に規定する営業秘密としての保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示す「[営業秘密管理指針\(改訂:令和 7 年 3 月 31 日\)](#)」の改訂版を公表しました。

今回の改訂では、まず、営業秘密をとりまく環境の変化に伴う修正として、①働く環境の変化(テレワークの普及、雇用の流動化)を踏まえた記載内容の整理・拡充(対従業員管理・対取引先管理の明記)、②情報管理方法の変化(クラウド利用の普及)に伴う記載内容の整理・拡充、③技術動向を踏まえた営業秘密管理に関する記載の整理・追加(生成 AI との関係、リバースエンジニアリング、ダークウェブ)が行われました。

例えば、営業秘密というためには、秘密管理性、有用性、非公知性の 3 つの要件を満たす必要がありますが、このうち、秘密管理性に関する秘密管理措置の具体例として、外部のクラウドを利用して営業秘密を保管・管理する場合も、秘密として管理されていれば、秘密管理性が失われるわけではないことを前提に、「なお、情報の内容・性質等からいって、当該営業秘密保有者にとって重要な情報であることが明らかな場合には、外部のクラウドにアクセスするために ID・パスワードなどが設定されているといった程度の技術的な管理措置や、就業規則や誓約書において当該情報の漏えいを禁止しているといった規範的な管理措置で足りる場合もある」という記載が追加されています。

また、非公知性に関連して、「第三者からのハッキング等により営業秘密が、ダークウェブ¹⁹に公表されたとしても、その一事をもって直ちに非公知性が喪失するわけではない」こと、「リバースエンジニアリングによって営業秘密を抽出できる場合、抽出可能性の難易度の差によって判断がわかる」という記載が追加されています。特に前者については、近時のランサムウェア攻撃では、攻撃者が被害企業から窃取したデータをダークウェブで公開することが多いため、その際の非公知性の解釈の手がかりになると考えられます。

このほか、関連する法制度の見直し、裁判の動向を踏まえた修正として、①前回改訂以降の不正競争防止法改正の動向、営業秘密に関連する裁判の動向を踏まえた記載の整理・拡充、②大学・研究機関も営業秘密の保有者になることの明示等がなされています。

パートナー 蔦 大輔
daisuke.tsuta@morihamada.com

シニア・アソシエイト 塩崎 耕平
kohei.shiozaki@morihamada.com

¹⁹ 営業秘密管理指針では、「一般的な方法ではアクセスできず、また検索エンジンで見つけることも不可能な Web サイトの総称を指す。」とされています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.